

Shiga Girl's Rugby Club “BREEZE”

規 約

平成 29 年 4 月 1 日
平成 31 年 4 月 1 日改定
令和 2 年 4 月 1 日改定
令和 3 年 4 月 1 日改定
令和 4 年 4 月 1 日改定

(名称)

第1条 本クラブは、滋賀ガールズラグビークラブ「ブリーズ」(以下「クラブ」という)と称する。
クラブ代表者又は監督宅を連絡先とする。

(目的)

第2条 ラグビーフットボール及びタグラグビーの練習・試合等の活動を通じて、滋賀県下の女子に明るく楽しい運動の機会を与え、心身の発達を図ると共に、スポーツ選手の育成を目的とする。また、国民体育大会や国際大会に本クラブから代表選出され活躍できるアスリートを育成する。

(事業)

第3条 前条の目的を達成するために、毎年4月より翌年3月までの期間、次の事業を行う。

- (1) 事業開始は4月とし、翌年3月で終了とする。
(※但し、4月は体験期間としての活動も兼ねる。)
- (2) ラグビーフットボール及びタグラグビーの練習と試合(定期戦・遠征試合など)
- (3) 合宿、野外活動(試合観戦学習など含む)
- (4) その他、目的達成に必要な事項

(会員)

第4条 本クラブの会員は、主として滋賀県下の小学生、中学生・高校生・大学生・一般の女性を対象とする。

(会員資格)

第5条 本クラブの会員資格は、原則として毎年、本クラブ所定の入会手続き、会費納付を経て承認される。
入会する者は、本クラブの規約および目的・事業に賛同し、入会するものとする。
入会する者は、本クラブが指導する諸規定を遵守するものとする。

(会員資格の消滅)

第6条 会員の資格は、会員及び保護者等が以下に該当する場合、運営側の決定によって取消することができるものとする。

- (1) 自ら退会の意思を表明した。
- (2) 健康上の理由で著しく活動に支障の可能性が確認された。
- (3) 諸規定を遵守せず、著しく協調性を乱す行為が確認された。
- (4) 指導者及び会員等の関係者に、個人的に批判及び中傷する行為が確認された。
- (5) その他会員として相応しくない行為が確認された。

(会費)

第7条 ①会員は会費として、下記金額をクラブに納入するものとする。

競技の重複など選手の参加スタイルに配慮し、以下のような会費の選択肢を設ける。

会費には日本協会・関西協会・滋賀県協会へのチーム登録費・個人登録費、スポーツ安全保険加入費、運営費(グラウンド借用費、備品購入費、スタッフ経費など)が含まれる。

但し、ジュニアについては、スポーツ安全保険への加入はするが、タグを主とした活動の為、各協会への個人登録は行わない。

ユース以上については、関西協会管下の大会等への参加が生じる為、各協会への個人登録も行うものとする。(※個人登録が無いと試合等には参加できない。)

★主登録が県内外中学・高校で登録の場合、ブリーズへの登録は「第2登録」となる。

《A.全期納入型》 4月～3月

ジュニア(小学校6年生まで) 年額 ¥18,800

(内訳:会費 ¥18,000 円、保険代 ¥800)

ユース(中学生) 年額 ¥24,900

(内訳:会費 ¥21,600 円、保険代 ¥800、登録料 ¥2,500)

トップ(高校生以上) 年額 ¥26,950

(内訳:会費 ¥21,600 円、保険代¥1,850、登録料 ¥3,500)

《B.半期納入型》 前期:4月～9月 後期:10月～3月

ジュニア(小学校6年生まで)前期/¥9,000 後期/¥9,000 (保険代込額:¥9,800)

ユース(中学生) 前期/¥10,800 後期/10,800 (保険代・登録料込額:¥14,100)

トップ(高校生以上) 前期/¥10,800 後期/¥10,800 (保険代・登録料込額:¥16,150)

《C.活動日納入型》

全カテゴリー・・・活動回数券チケットを購入ください。

11枚綴りのチケット:¥8,000 (期末に未使用分の払戻しが可能)

※納付形式を問わず、初回手続き時に、会費と共に保険代・登録料を申し受ける。

保険代(中学以下:¥800/高校生以上:¥1,850)

登録料(中学生:¥2,500/高校生以上:¥3,500)

※活動期間の途中加入の際の会費は、月割り相当で換算し請求する。

但し、期間に関係なく保険代・個人登録代は全額申し受ける。

②既納の会費は、如何なる理由においても返還しない。

※但し、活動回数券チケットについては、期末に会員の申し出により、未使用分の払戻しを請求できる。(5枚を上限としての払戻しに限る)

③活動用のTシャツ代金を別途申し受ける。 ¥2,000 (税込み) ※価格変動あり

④会費は本クラブの運営にあてる。

⑤加盟登録費や保険費用の改正、活動内容などの諸事情で、会費の改正が必要な際は、運営会の承認をもって決定する。

(経費の負担)

第8条 ①遠征や合宿など活動参加に際し、会費の他に必要に応じて、それらの活動参加費用を実費徴収することもできる。

選手が着用する統一ウェア等の購入の際も同様とする。

②練習・試合等の活動中に生じた災害を被った場合の医療費は、クラブで加入するスポーツ安全保険の範囲内で賠償は受けることができるが、原則的に会員負担とする。

(個人情報について)

第9条 本クラブの申込手続き等により得た個人情報については、クラブ事業に関連するご案内、会員様への連絡、通信などの目的にのみ利用できるものとする。

(その他)

第10条 日常活動(練習・試合・行事等)や遠征等の送迎時に起こった不慮の事故や怪我に対し、選手の安全を第一に応急処置を行うが、全責任は免責とし、クラブで加入するスポーツ安全保険の範囲内での賠償とする。

活動や遠征時の送迎は原則として保護者が行うものとする。なお、ご厚意により送迎にご協力いただいた保護者及び引率者に対して、一切の責任は問わないものとする。